

令和5年第2回教育委員会臨時会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会 会 議 録

令和5年3月13日 開会

令和5年3月13日 閉会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会

令和5年第2回教育委員会臨時会

令和5年3月13日（月）

午前11時30分 開会

○ 議事日程

- 1 開会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 議案審議
議案第3号 新十津川町議会定例会提出議案（新十津川町温水プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について）に同意することについて
- 4 その他
- 5 閉会

○ 出席委員（5名）

久保田 純 史
荒 山 直 人
近 藤 陽 介
松 倉 寿 人
高 桑 祥 代

○ 欠席委員（0名）

○ 職務のため出席した者の氏名

事務局長	鎌 田 章 宏
主幹	横 山 芳 徳

○ 開会及び開議の宣告

◎久保田教育長

それでは、ただいまより、令和5年第2回教育委員会臨時会を開会いたします。

○ 議事日程の報告

◎久保田教育長

本日の日程は、お手元に配布しております議事日程により順を追って進めてまいります。

○ 会議録署名委員の指名

◎久保田教育長

日程第2、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員につきましては、荒山、高桑両委員を指名いたします。

○ 諸般の報告

◎久保田教育長

続きまして、日程第3、議案審議を議題といたします。議案第3号新十津川町議会定例会提出議案（新十津川町温水プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について）に同意することについて事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

それでは、議案書3ページをお開き願います。提案理由を申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案に同意することについて議決を求めるものでございます。改正内容につきましてご説明いたします。議案第3号別紙としまして、4ページの町議会提出議案をご覧ください。下段、提案理由に記載のとおり、新十津川町温水プールの利用における障がいを理由とした不合理な制限の見直しを行うため、この条例の一部改正を行うものでございます。今回の改正につきましては、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律の趣旨にのっとり、町の条例、規則等に不合理に制限を行う規程がないか点検を行ったところ、町温水プールの設置及び管理に関する条例に精神の障がいを理由に利用を制限する旨の規程が見つかりましたため所要の改正を行うものでございます。改正内容につきましては、5ページ議案第3号別紙と新旧対照表をご覧ください。第9条の利用の制限の第2号に規定します「又は精神異常者」の文言を削除するものでございます。4ページにお戻りください。附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。なお、議会提出議案につきましては、3月17日の町議会定例会に追加上程されるものでございます。以上、議案第3号の説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第3号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり。）

◎久保田教育長

それでは、これより議案第3号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第3号新十津川町議会定例会提出議案（新十津川町温水プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について）に同意することについては原案のとおり可決されました。続きまして、日程第4、その他を議題といたします。事務局より提案ありますか。

◎鎌田事務局長

ございません。

◎久保田教育長

それでは、以上をもちまして、令和5年第2回教育委員会臨時会を閉会いたします。

（閉会 午前11時36分）

会議の顛末を記載し、その旨相違なきことを証するためにここに署名する。

会議録署名委員

会議録署名委員